

新型コロナウイルス感染症陽性判明後の流れ

(令和4年9月改訂)

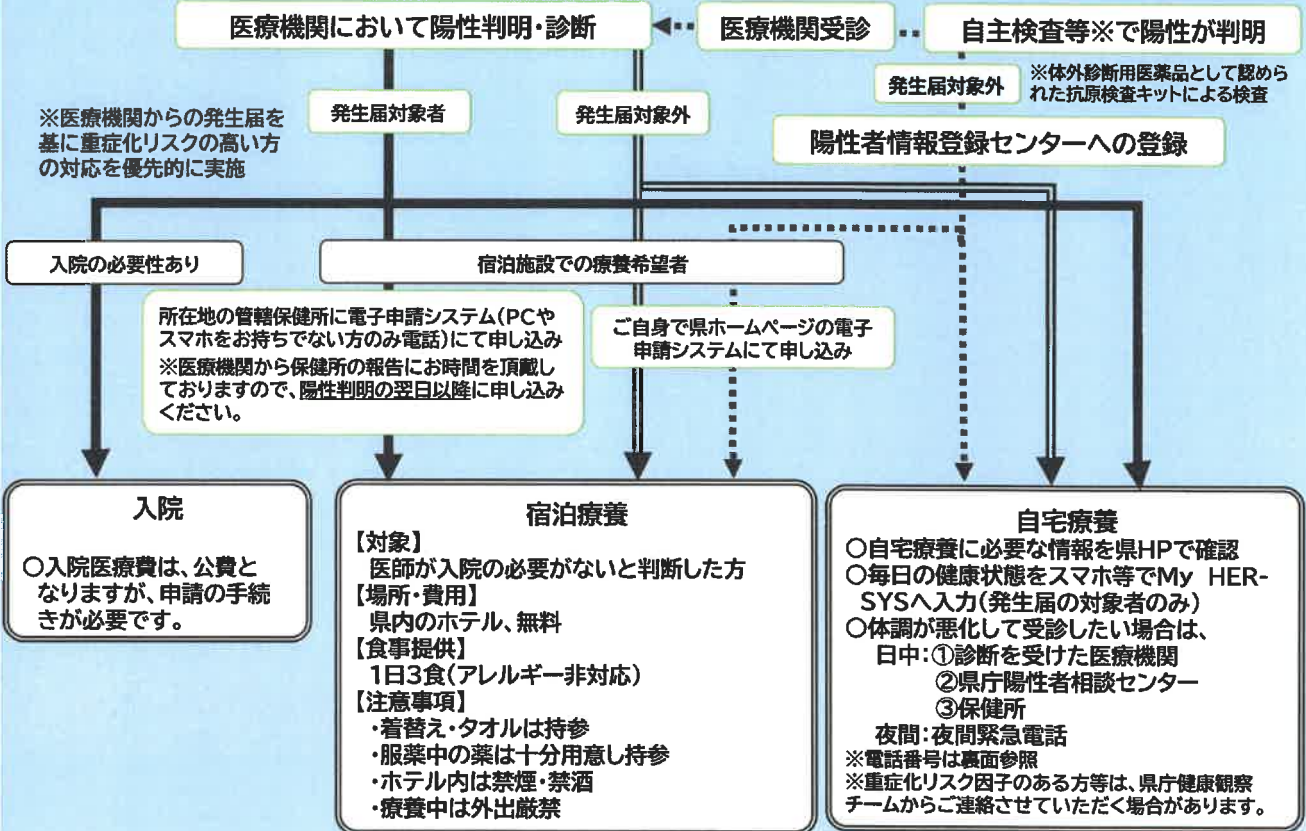
発生届の対象者

新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下のいずれかに該当する方

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスク※があり、かつ、コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要と医師が判断する方
- ④妊婦の方

(※)重症化リスク因子:ワクチン未接種(1回接種のみの方も含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、免疫低下状態の者

陽性判明から療養までの流れ



療養期間

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
例 9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	
【有症状】 発症日				症状 軽快	...							療養 解除
	療養期間(10日間かつ症状軽快後72時間経過※1)											
【無症状】 検体採取日												
	療養期間(7日間※1)							療養 解除				

有症状者は発症日から10日間、無症状者は検体採取日から7日間は自宅待機してください。

※1 療養期間の最終3日間において、解熱剤の服用や発熱等の症状がある場合は、療養期間が延長となる場合もございます。保健所または健康観察チームへご連絡ください。

体調が悪化した時は速やかに受診した医療機関にご相談ください。

(参考) 濃厚接触者の特定及び考え方について

以下の方を濃厚接触者として特定します。

- (1)陽性者と同一世帯内の全ての同居者
- (2)ハイリスク施設(医療機関、高齢者・障害児者施設)で
以下の濃厚接触の考え方に該当する方

【濃厚接触の考え方】

陽性者の感染可能期間中(※2)に、①または②の接触があった者

- ①車内等で長時間(1時間以上)の接触
- ②手で触れる距離(目安として1m)でマスクなしで15分以上の接触(工作中、休憩時間等も含む)

※2 陽性者が有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は陽性となった検体採取日の2日前から療養解除されるまでの期間

濃厚接触者の待機期間

- ①、②のいずれか遅い方を0日として5日間(6日目解除)
- ①陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日)
- ②陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日
ただし2日目、3日目に抗原定性検査キットで陰性であれば3日目解除